

# 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会 平成 27 年度取りまとめへの対応状況

## (汚染廃棄物関連)

### 取りまとめのポイント（平成 27 年度当時）

- 対策地域内廃棄物の処理について、特措法の施行当初は、原則として事故から 3 年程度の間に通りの対応を行うこととされていたが、実際には、想定よりも多くの時間を要している。現在は軌道に乗って進捗しつつあり、引き続き、各種施策を総動員し、迅速に処理に取り組んでいくことが適当。
- 福島県内の指定廃棄物についても、国の直轄事業による焼却等の処理が徐々にではあるが着実に進捗。管理型処分場の活用について地元の理解を得て、早期に埋立処分が進められるよう、引き続き最大限取り組むべき。
- 福島県以外の指定廃棄物のように、懸命に道筋を模索している最中の課題については、現行の制度的枠組みを見直すことがその解決に資するとは考え難い。地元理解の促進が図られるよう地元の立場や思いを十分理解した上で、更に丁寧な説明や対話を行っていく必要がある。
- 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に係る規制の合理化など、当初科学的知見が十分でなかったために入念的な措置が取られたもの等については、科学的な安全性評価に基づく合理的な対応を、臆することなく図っていくべき。
- 各分野への指摘について、現時点においては、現行の枠組みの下で、施策を前進させることに総力を挙げるのが重要。除染実施計画が終了する時期を目途に改めて点検を行い、特措法に基づく一連の措置の円滑な完了に向け必要な制度的手当て等を行うべき。

## 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会 平成27年度取りまとめへの対応状況

## (3) 汚染廃棄物の処理

## ① 指定廃棄物

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
福島県内の指定廃棄物については、既存管理型処分場の活用について地元 の理解を得て、早期に処分が進められるよう、引き続き最大限取り組むべきで ある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心の確保のため、平成27年12月に福島県・富岡町・楡葉町からいただいた申入れ(①地元への丁寧な説明、②処分場国有化、県・二町と安全協定締結、③輸送計画の策定、④地域振興策)を踏まえ、追加的な対策を実施。平成28年4月に処分場を国有化。同年6月には、国と県・富岡町・楡葉町の間で安全協定を締結した。</li> <li>・また、これ以降、地元行政区との安全協定を締結してきた。</li> <li>・現在、必要な準備工事、輸送ルート等に係る地元への説明等を実施中。早期に搬入開始できるよう、地元の安全・安心の確保に最大限の配慮を行いながら、着実に準備を進めていく。</li> </ul>
福島県外の指定廃棄物の処理については、地元理解の促進が図られるよう地 元の立場や思いを十分理解したうえで、更に丁寧な説明を行っていくほか、風 評被害の防止にとどまらず、むしろ積極的に地域に振興をもたらすような支援 等にも最大限取り組む必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県外の指定廃棄物の処理については、県民向けフォーラムや住民説明会等において住民の方々との対話の場を設けてきたほか、各県において市町村長会議等を開催し、県・市町村との意見交換も随時行ってきた。</li> <li>・宮城県、栃木県、千葉県では、指定廃棄物の長期管理施設を整備する方針の下、各県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。</li> <li>・また、茨城県では平成28年2月に、群馬県では同年12月にそれぞれ「現地保管継続・段階的処理」の方針を決定。</li> <li>・また、長期管理施設の設置等のために必要な地域振興策については、平成26年度以降、5県合計で50億円の地域振興費を毎年度予算計上しており、地域の御要望を踏まえ、幅広い事業を対象にすることを可能としている。引き続き、こうした支援等にも最大限取り組んでいくとともに、長期管理施設の設置に向けて、関係自治体への丁寧な説明を続けていく。</li> </ul>

## &lt; 指定廃棄物に係るリスクコミュニケーション &gt;

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
県民向けフォーラムの結果を評価し、それを踏まえ、今後どのように進めて行 くべきか方針を示すことが適当である。また、県民向けフォーラムだけではなく、 より狭い範囲を対象とした地域との対話の機会を持ち、長期管理施設の安 全性等について住民に丁寧に説明すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省ではこれまで、県民向けフォーラムや住民説明会、住民への戸別訪問等において住民の方々との対話の場を設けてきており、指定廃棄物の処理に関して様々な御要望や御懸念の声をいただいていた。</li> <li>・こうした場で住民の方々からいただいた御意見も踏まえつつ、環境省ではホームページ、パンフレット等において、長期管理施設の安全性、放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性等の周知を図っている。引き続き、県等の取組と連携して、適切な周知・広報・リスクコミュニケーションに取り組んでいく。</li> </ul>

## ＜風評被害対策＞

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
<p>万が一風評被害が起きた場合の対策をどうするかではなく、風評被害を起こさないために国が何をすべきかをきちんと示すべきである。そのためにも、放射線理解等に係る根本的な部分の教育が重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省では、国が設置している仮設焼却施設の排ガスのモニタリング結果、敷地境界での線量測定結果などをホームページで随時公表しており、指定廃棄物を安全に処理できていることを周知している。</li> <li>・また、これまでもホームページ、パンフレット等において、長期管理施設の安全性、放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性の周知を図ってきたところであり、今後もこうした取組を県等と連携して続けていく。</li> </ul>

## ＜県との連携強化＞

取りまとめ記載事項	
<p>国が責任を持って指定廃棄物の処理を進めていくことは原則として、県や市町村、国民にも協力の責務があることを考慮すれば、今後は、国と県との連携を強化するなどの取組を進めるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定廃棄物の処理については、環境省政務、関係県知事及び関係市町村長が参加した市町村長会議等の場を通じて各県や関係市町村と意見交換をしてきたほか、当該会議等で決定・提示した方針に基づいて、県と連携しながら各市町村と個別の調整を実施してきており、環境省と関係自治体との間で密接な連携を図っている。</li> <li>・また、環境省政務と関係自治体の首長等との面会・意見交換も随時行っている。</li> </ul>

## ＜指定解除＞

取りまとめへの記載事項	対応状況
<p>自治体向けアンケート調査において指定解除に関する指摘・要望が出されていることを踏まえ、解除後の廃棄物の適正な処理が担保されることを前提として、指定廃棄物の放射能濃度の減衰傾向や各地域の実情を勘案しながら、指定解除の手続について取組を進めるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物については、指定を解除することが可能となるよう、放射性物質汚染対処特措法施行規則を一部改正し、平成28年4月28日に公布・施行した。</li> <li>・平成29年9月現在、千葉県千葉市、山形県寒河江市、宮城県白石市等で指定解除を実施している。</li> </ul>

## ＜一時保管場所の管理の徹底＞

取りまとめへの記載事項	対応状況
<p>自然災害による被害を未然に防ぐという観点でも、特に特定廃棄物の一時保管がひっ迫している県においては早期に長期管理施設に搬入することが望ましいが、それまでの間は、豪雨等により浸水の恐れがあることにも留意し、更なる一時保管場所の管理の徹底を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定廃棄物の一時保管に当たっては、放射性物質汚染対処特措法に基づく保管基準に従い、容器への収納等による飛散・流出防止措置や遮水シートでの覆い、覆土等の措置を実施しており、一定程度の期間の保管には十分耐えられる構造となっているが、保管者と相談の上、個々の保管場所ごとの状況に応じて必要な補修や強化等の対策を実施している。</li> <li>・一時保管の状況については、地方環境事務所の職員が定期的に現地の確認等を行っているほか、災害時等の緊急確認体制を整えている。</li> </ul>

## ②対策地域内廃棄物

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
対策地域内廃棄物の処理については、市町村毎に仮置場や仮設焼却施設の設置が進んでいることから、処理計画に基づき、引き続き、現行の法律・制度や基本的な枠組みの下で、県、市町村のより一層の協力を仰ぎながら、各種施策を総動員し、迅速に処理に取り組んでいくことが適当である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策地域内廃棄物については、着実に仮置場への搬入及び選別を進め、可燃物については仮設焼却施設で焼却による減容化を進めているところ。</li> <li>・平成29年8月末現在、約164万トンの災害廃棄物等を仮置場に搬入済み、約28万トンの災害廃棄物等を焼却処理済み。</li> </ul>
特に、被災家屋の解体については、当初想定されてなかった原子力災害に伴う長期避難による荒廃を加味して半壊以上と判定された家屋等についても解体対象とされたことから、復興を見据え、計画的に進めるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋解体については、復興の支障とならないよう、担当職員を増員するなどして加速化を図っているところ。平成29年8月末現在、約11,700件の申請があり、このうち約10,400件の発注公告が終了。また、このうち約8,400件はすでに解体実施済み。</li> </ul>

## &lt;相互連携の強化&gt;

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
汚染廃棄物対策地域内における廃棄物の処理に当たっては、施設の有効活用等を含め、国と県及び市町村との相互連携を強化するなどの取組を進めるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省が設置した仮設焼却施設においては、たとえば、汚染廃棄物対策地域内で保管されている除染廃棄物のうち可燃性のものについて、可能な限り減容化を図っているほか、地元の要望も踏まえつつ、処理先の見つからない廃棄物を施設の余力を活かして処理するなどの有効活用に取り組んでいるところ。</li> </ul>

## &lt;帰還困難区域の取扱い&gt;

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
帰還困難区域については、改訂指針を踏まえ、放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を総合的に考えることが重要であり、政府内でできるだけ早期に方針を明確化することが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年8月31日に「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を策定し、帰還困難区域の取扱いに関する基本方針を決定した(原災本部決定)。</li> <li>・改正福島復興再生特別措置法(平成29年5月19日施行)において、市町村が策定し内閣総理大臣が認定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って、除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に実施することとされた。</li> <li>・平成29年6月30日に福島復興再生基本方針の改定を閣議決定。</li> </ul>

## &lt;処理スケジュールの明確化&gt;

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
各市町村の処理スケジュールについては、被災家屋の解体の申請が受付中である等、現時点で不確定な要素はあるものの、多くの仮設焼却施設における処理が実際に進み、処理の見通しが得られつつあることから、それぞれの進捗状況や個別の事情を踏まえ、可能な限り明確にしていくことが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の汚染廃棄物の処理スケジュールについては、毎年、復興庁が取りまとめているインフラ復旧工程表で提示している。</li> <li>・また、これまでの処理の進捗状況についても環境省のホームページで公表している。</li> </ul>

## &lt;再生利用の促進&gt;

取りまとめへの記載事項	対応状況
<p>対策地域内廃棄物の再生利用については、処理計画に「可能な限り災害廃棄物等の再生を図ることとする。」とあることから、引き続き、促進していくべきである。</p>	<p>・対策地域内廃棄物の再生利用については、平成23年12月に環境省が公表した「管理された状態での災害廃棄物(コンクリートくず等)の再生利用について」において、遮蔽効果を有する資材により地表面から30cmの厚さを確保することで、放射性セシウムの平均濃度が3,000Bq/kg程度までの資材を利用することが可能であるとしている。</p> <p>・この試算結果等を踏まえ、平成25年10月に関係省庁において、「福島県内における公共工事における建設副産物の再利用等に関する当面の取扱いに関する基本的考え方」を示したところであり、環境省では、仮置場で保管しているコンクリートくず等の選別及びこれらの方針に従った再生資材化(破碎など)を進めている。</p>

## &lt;仮置場の管理の徹底&gt;

取りまとめへの記載事項	対応状況
<p>今後、豪雨等による被害を未然に防ぐために、豪雨が予測される場合の対応を促すなど、更なる仮置場の管理の徹底を行っていく必要がある。</p>	<p>・対策地域内廃棄物の仮置場については、環境省が発注している仮置場管理業務において、定期的に仮置場の現状の確認・把握を行っている。</p> <p>・また、災害時等の緊急確認体制も整えており、緊急時に各仮置場の状況をすぐに関係者が把握できるようにしている。</p>

## ③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物等

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
<p>特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理に係る規制は、より安全側に立った、当分の間の入念的な措置として設けられたものであり、多くの関係者の努力により通常の処理方法による適正な処理が進んでいること、発災後4年以上が経過し関係するデータや知見も蓄積されてきたことから、これらを踏まえた規制内容の評価を行い、より合理的なものとなるよう今後措置すべきである。</p>	<p>特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理に係る規制については、特措法制定後に得られた廃棄物の放射能濃度等の追加的な知見に基づき、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の範囲の見直し等、規制の合理化を図ってきた。</p>
<p>また、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理が、通常の処理方法で、環境保全上支障なく実施できている実態を分かりやすく示すことなどにより、その処理が滞っている一部の特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理が進むよう、自治体及び事業者等に積極的に働きかけるべきである。</p>	<p>8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常の処理方法で適切な管理を行うことにより、周辺住民及び作業員いずれの安全も確保した上での処理が可能であり、通知やパンフレット等により、放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性の周知を図っている。</p>

< 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件の見直し等 >

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
<p>特定一般廃棄物・特定産業廃棄物について自然減衰等により廃棄物の放射能濃度が低下してきていることから、必要な知見等を集めた上で、特措法第16条調査の対象施設や特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件の見直しについて、合理性の観点から検討を行っていく必要がある。</p>	<p>特措法制定後に得られた廃棄物の放射能濃度等の追加的な知見に基づき、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の範囲の見直しに関する放射性物質汚染対処特措法施行規則を一部改正し、平成28年4月1日に施行した。</p>

< 最終処分場の維持管理基準、廃止基準の見直し等 >

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
<p>特定一般廃棄物・特定産業廃棄物が埋立処分された最終処分場の実態について、必要な知見等を集めた上で、過剰な規制とならないよう、その維持管理基準の適用除外要件や廃止基準等について検討していく必要がある。</p>	<p>特定一般廃棄物・特定産業廃棄物が埋立処分された最終処分場の実態について、必要な知見等を収集するとともに、最終処分場の長期的な管理の在り方について検討を実施している。</p>

< 除染廃棄物 >

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
<p>汚染状況重点調査地域内の仮置場等で保管されている除染廃棄物については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に位置付けられており、廃棄物処理法に基づく通常の処理方法(焼却等)によって減容化が可能である。処理が円滑に進むよう、関係主体が適切な役割を果たしながら取り組むべきである。</p>	<p>除染廃棄物の処理の促進については、平成27年10月19日に「除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた除染廃棄物の処理の推進について」を通知し、事故直後に比べ放射能濃度は低下していることや通常行われている処理方法により安全に処理できることから、既設の焼却炉を積極的に活用するなどにより市町村等において迅速に処理することをお願いした。</p>